

平成 28 年 2 月 20 日制定

平成 29 年 3 月 25 日改正

党大会実行委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、党大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の任務等について定める。

(設置)

第 2 条 実行委員会は、党大会規則第 6 条に基づいて党大会の運営に必要な事務を行うため、個別の党大会ごとに設置する。

(任務)

第 3 条 実行委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 党大会を運営するために必要となる事務
- (2) 党大会開催に必要とされる全ての事務

(実行委員長)

第 4 条 実行委員長は、党大会規則第 6 条第 4 項に基づき、代表が特別党员の中から党大会ごとに選任し、常任役員会の承認を得るものとする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、代表が実行委員長を選任できない特別の事情が存する場合、代表選挙管理委員長の選任又は、過半数の特別党员の授権により、特定の特別党员を実行委員長として選任することができる。

3 実行委員長は、党大会規則第 6 条第 6 項に基づき、党大会に関する事務に限って党規約第 9 条第 6 項の本部事務局に指示を出すことができる。

(実行副委員長及び実行委員)

第 5 条 党大会規則第 6 条第 5 項により、実行委員長から選任された実行副委員長及び実行委員は、実行委員長を補佐しなければならない。

2 実行委員長が欠けたときは、実行副委員長がその職務を行う。

(任期)

第 6 条 実行委員長、実行副委員長及び実行委員の任期は、その選任された党大会が閉会する日までとする。ただし、任期中に異動が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(解散)

第 7 条 党大会の閉会をもって実行委員会は解散する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員会の定める

ところによる。

附則

(改廃)

第1条 この規則の改廃は、党大会実行委員会において決定する。

(施行)

第2条 この規則は、制定と同時に施行する。

附則

この規則は、平成29年3月25日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。